

○草津市立教育研究所規則

昭和55年4月1日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立教育研究所設置条例(昭和55年草津市条例第7号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、草津市立教育研究所(以下「研究所」という。)の組織、管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 研究主事 若干人
- (3) 教育研究所指導主事 若干人
- (4) その他必要な事務に従事する職員 若干人

2 前項に定めるもののほか、研究所の事務を処理させるため、必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は上司の命を受け、研究所の事業を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 研究主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の研究にあたる。

3 教育研究所指導主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の指導事務に従事する。

4 その他必要とする職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(専決事項)

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 教育研究所の行う各種事業の企画実施に関すること。
- (2) 教育研究所の管理および運営ならびに職員の服務に関する軽易な事項に関すること。
- (3) 草津市教育委員会事務決裁規程(昭和52年草津市教育委員会訓令第3号)別表第1号および第3号の課長の専決事項に関すること。

(分掌事務)

第5条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究所の広報広聴に関すること。
- (2) 設備、備品等の維持管理に関すること。
- (3) 公印の保守に関すること。
- (4) 文書の收受発送および保存に関すること。
- (5) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (6) 教育資料の収集、保管および利用に関すること。
- (7) 教育図書資料室、教科書センターおよび視聴覚ライブラリーの経営に関すること。
- (8) 教育に関する専門的・技術的な指導に関すること。
- (9) 教育関係職員の研修に関すること。
- (10) 教育相談に関すること。
- (11) 研究協力員の指導に関すること。
- (12) 研究所の一般庶務に関すること。

(研究員)

第6条 研究所に研究員をおくことができる。

2 研究員は、教育に関する研究に従事する。

(研究部)

第7条 教育に関する調査研究の充実を図るために、研究所に専門の研究部をおくことができる。

2 研究部には、調査研究に協力する研究協力員を置くことができる。

3 研究協力員は、教職員のうちから所長が推薦し、教育長が委嘱する。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第8条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 草津市校長会の代表
- (3) 草津市園長・所長会の代表

- (4) 草津市教頭会の代表
  - (5) 草津市立小中学校教員の代表
  - (6) 草津市社会教育委員の代表
  - (7) 公募による草津市立小中学校保護者
  - (8) 草津市同和教育推進協議会の代表
  - (9) 公募による市民
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。
- 4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。
- 7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。
- 9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。
- 10 運営委員会の庶務は、教育研究所において処理する。
- 11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（委任）

第9条 この規則に定めることのほか、必要な事項は教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年4月1日教委規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成10年4月1日教委規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日教委規則第7号）抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日教委規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年5月31日教委規則第11号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則（平成26年8月1日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年4月1日教委規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日教委規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月29日教委規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年10月24日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。